

【マイナンバー用】  
令和4年度 高等学校等就学支援金 受給意向確認シート

記入例

学校コード	学校名	科	出席番号	入学年度	通し番号	生徒氏名
0701	群馬県立前橋工業高等学校	機械	1	2022		群馬 太郎

85%生徒が受給対象です!

学校で記入します

◎この受給意向確認シートは、希望する・しないにかかわらず、必ず学校に提出

【算定基準額】 次の計算式により判定します。

計算式：市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算出額（保護者等全員分） < 304,200円 未満（目安：年収約910万円未満に相当）

※どちらか希望する方に記入してください

### 1 受給を希望します

認定期間中は、授業料の支払いがありません。  
不認定となった場合、授業料の支払いが必要です。

イーシェン  
 e-Shienの登録完了

※登録が完了したらチェック☑を入れてください。

e-Shien申請者向け利用マニュアルを  
参考に申請データを登録してください。

e-Shienの入力及び以下の提出書類、裏面の確認事項  
について、全て確認した上で申請します。

記入日 令和 4 年 4 月 8 日

保護者等の署名

群馬 花子

日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

080-1111-2222 ( 続柄 母 )

### ■ 提出書類

この受給意向確認シートの他に、次の書類を学校に提出してください。

【e-Shienでマイナンバーを提出していない方のみ】

- ① 個人番号カード（写）等貼付台紙（見本を参考に必要な書類を貼付してください）  
※提出できない方は、学校の事務室に申し出てください。

【該当者のみ】

- ② 生活保護受給証明書（生活保護受給世帯の者）  
③ 生徒本人の健康保険証の写し（保護者が親権者や未成年後見人以外の者）  
④ 受給資格消滅通知（過去に在籍した高校がある者）

該当がある場合は必ず提

裏面も記入してください。

消えるボールペンは使用しないでください。

e-Shienを使用する  
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取っ  
てもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



表面

**【確認事項】** 該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

e-Shienで登録完了したデータは修正できません。誤りがある場合、学校担当者が修正しますので、該当欄への記入をお願いします。

**1 e-Shienで入力した保護者等に誤りはありませんか。**

**ありません**       **あります(以下に記入)**

誤			正			学校処理欄
保護者等の氏名	続柄	生年月日	保護者等の氏名	続柄	生年月日	
		西暦 年 月 日			西暦 年 月 日	未・済
		西暦 年 月 日			西暦 年 月 日	未・済

**誤りがある場合は、必ず記入してください。**

- ※1 親権者の父(母)親でない場合は、保護者等にはなりません。
- ※2 実親の再婚相手(養親)ではないので、保護者等にはなりません。
- ※3 親権者が不在の場合、(養親)又は生徒本人が保護者等になります。

**2 DVや虐待等の理由で、加害者に住所を知られたくない保護者等はいませんか。**

**いません**       **います(以下に記入)**

保護者等(被害者)の氏名	続柄	市町村への 不開示申請	加害者に住所が知られない(マイナポータル で履歴を残さない)方法による情報照会の実施 (希望する 希望しない)	理由 (具体的に記入してください)	学校処理欄
		未・済	希望する 希望しない	課税証明書 を提出する	未・済
				課税証明書 を提出する	未・済

**個人番号を提出する保護者等で、該当がある場合は記入してください。**

- ※1 市町村にマイナポータルを開設している場合は、マイナポータルを介して、個人番号を提出する方法で課税情報の照会が実施されます。
- ※2 マイナポータルを開設していない場合は、マイナポータルを介して、個人番号を提出する方法で、行政機関からのお知らせ等を確認できます。加害者にマイナンバーカードの情報知られている場合、マイナポータルを利用される可能性があります。

**3 e-Shienで入力した保護者等の課税地(住民票を登録した市町村)に誤りはありませんか。**

**ありません**       **あります(以下に記入)**

保護者等の氏名	続柄	2021年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック	学校処理欄
群馬 花子	母	東京 都 道 新宿 市 区 町 村	<input type="checkbox"/> 2021年1月1日時点で日本国内 に住所を有していない。	未・済
		都 道 新宿 市 区 町 村	<input type="checkbox"/> 2021年1月1日時点で日本国内 に住所を有していない。	未・済

**誤りがある場合は、必ず記入してください。**



**4 以下の(1)、(2)の内容を確認し、必ずチェックをしてください。**

- (1) 群馬県教育委員会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に限って地方税関係情報又は住民票関係情報を取得します。
- (2) 次の①から④のいずれかに該当した場合、群馬県教育委員会は課税情報を取得できないため、改めて課税証明書等を学校に提出していただきます。このとき、学校が指定する期限までに課税証明書等を提出しないと、4月からの認定を受けられません(授業料(受講料)の負担等)。

- ① e-Shienで入力した課税地に誤りがある場合
- ② 令和2(2020)年分所得の申告が完了していない場合
- ③ 令和2(2020)年分所得の申告が完了しているが、住民票の登録が完了していない場合
- ④ その他の理由で個人番号の登録ができない(住民基本台帳情報更新中など)

**チェック漏れに注意してください。**

**確認しました**